# 1. 件名 登録有形文化財活用推進業務

# 2. 背景

大熊町では、令和4年6月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示を解除し、順次社会インフラの整備等の安心・安全な暮らしに向けた新たなまちの姿を創造している。こうした復興事業に伴う除染解体により震災前の建物等が姿を消していく中、大川原地区に所在する国登録有形文化財(建造物)を、ふるさと大熊としてのまちのシンボルとして守り、大熊町の歴史や文化を次世代に継承する重要性が高まっている。

## 3. 対象

大川原地区の石田家住宅および渡部家住宅ならびにそれらの敷地内(以下、「本物件」 という。)を対象とする。なお、対象建造物の延床面積は別紙「建物一覧」のとおり。

- (1)石田家住宅(令和元年度国登録有形文化財) 双葉郡大熊町大字大川原字西平地内
- (2)渡部家住宅(令和2年度国登録有形文化財) 双葉郡大熊町大字大川原字南平地内

#### 4. 目的

登録有形文化財(建造物)活用推進業務(以下、「本業務」という。)は、「本物件」を 地域のシンボルとして活用すること推進するため、それぞれの以下の基本方針(以下、 「基本方針」という。)に沿った活用方法の検討を目的とする。

- (1) 石田家住宅 社会教育活動実践の場としての整備およびその運営
- (2)渡部家住宅 民間主導による自立可能な事業活動の場としての整備および その運営
- 5. 契約期間 契約締結日から令和6年3月29日まで

### 6. 委託業務内容

(1)調査および実証

「基本方針」に沿った「本物件」について、以下の活用検討業務を行うこと。

### ①調査業務

「基本方針」に適合かつ「本物件」の環境等に類することを前提と し、域外からの流入や次世代の参画を促進し、地域内外に町の歴史や 文化を継承する機会・場として古民家等を活用した取り組み事例の収 集を行い、「本物件」活用に向けた示唆を与える定量的な分析を行う こと。

# ②実証業務

「①調査業務」に基づき、「本物件」の基本方針を踏まえ、交流人口・関係人口を拡大するとともに、大熊町の歴史や文化を域外の人々や次世代に継承するために必要な取り組み案を作成し、その一部を実証的にイベント等の取り組みとして実施すること。

これらイベント等の取り組みは「本物件」の渡部家住宅とその敷地 内で2回以上実施し、実施後にその評価を行うこと。

#### (2)維持管理

「本物件」の渡部家住宅とその敷地内において、以下の保全業務を行うこと。

## ①現況確認·記録作成業務

6月、9月、12月、3月の計4回、以下に示す箇所の現況を確認 し、写真撮影を行うこと。撮影箇所は特殊な機材は不要であり、明確 な危険はない箇所であり、その具体的な箇所は業務開始後に発注者よ り指定する。

なお、確認した事項および写真については、特段の変化がない場合は「(4)打ち合わせ・協議」での報告とするが、建物の破損等の早 急な対応が必要な場合は直ちに発注者へ報告を行うこと。

a)	主屋	屋外 4 箇所・屋内 16 箇所	計 2	20 箇所
b)	土蔵	屋外2箇所	計	2 箇所
c)	籾蔵	屋外から2箇所	計	2 箇所
d)	馬小屋	屋外2箇所・屋内3箇所	計	5 箇所
e)	藥井門及び塀	屋外2箇所	計	2 箇所
f)	離れ	屋外1箇所・屋内1箇所	計	2 箇所
g)	薪小屋	屋外1箇所	計	1 箇所
h)	倉庫	屋外1箇所	計	1 箇所
i)	井戸屋形	屋外1箇所	計	1 箇所
			合計	十36 箇所

なお、その敷地内の「f)離れ」、「g)薪小屋」、「h)倉庫」および 「i)井戸屋形」は国登録有形文化財(建造物)に含まれないが、敷地 内の一連の建造物群として管理対象とする。

#### ②清掃業務

6月(もしくは7月)、9月、12月、3月の計4回、清掃業務を行う こと。なお、清掃業務は以下に示すものの排除を目的とすること。

a) 野生動物等が生息するに適した環境 (藪や雑草の除去)

- b) 溢水の原因となる水路内の障害物(倒木等の除去)
- c) 建造物破損・人的事故につながる可能性のある危険落下物等 (建造物上の枝や建造物脇の落下石垣等)
- d) 経年による汚損・破損
- e) その他支障物

# (3)業務計画

受注者は、受託後速やかに年間の業務計画(事業計画および作業スケジュール)を作成し、発注者の合意を得ること。また、その業務計画に変更が生じた際は、受注者は都度変更した業務計画を作成し、発注者へ提出すること。

## (4) 打ち合わせ・協議

受注者は、業務開始後から業務完了まで、月に1回以上発注者との打ち合わせ・協議を行うこと。なお、その際は以下の事項を報告すること。

#### ①調査

業務の進捗を報告し、12月に中間報告を行うこと。なお、その都度発 注者から追加業務の指示を行い、受注者はその遂行に努めること。

# ②実証

イベント等を行う際は、その内容を実施前に2回以上協議すること。 また、実施後はその評価報告を1月以内に行うこと。

③維持管理

直近業務の報告を行うこと。

#### (5)業務成果報告

以下の業務が完了した後に、それぞれについての総括報告を行うこと。

#### (1)調査

「基本方針」に適合かつ「本物件」の環境等に類する事例集成および 立地環境等の複数要素を指標とした定量的な分析調査。

#### ②宝証

計2回以上実施するイベント等の実施目的、実施内容および評価

③維持管理

計4回実施する保全業務の内容および写真記録

④打ち合わせ・協議

実施した打ち合わせ・協議における報告、協議内容および議事録

#### 7. 著作権等に関する取扱い

本業務を遂行するに際し作成したドキュメントやデータ等の情報及びコンテンツに関す

る著作権及び知的財産権は、原則として大熊町に帰属するものとする。

# 8. 成果品の提出

「6. 委託業務内容 (5)業務成果報告」における内容を、紙媒体1部およびそのデータを任意の電子記録媒体1部をそれぞれ提出すること。

# 9. 留意事項

- (1) 本仕様書に記載のない事項については、双方協議により決定すること。
- (2) 受注者は事業実施にあたり、各種関係法令・条例等を順守すること。
- (3) 本業務の遂行にあたり必要な物品・人員等の調達およびその経費の負担は業務開始前に発注者と協議し決定する受注者が行うこと。
- (4)「本物件」の立入の際には、発注者および地権者の了解を得ること。
- (5) その他本業務の遂行にあたり必要な法的に定められた手続き等や近隣住民等 との協議は受注者が行うこととするが、「本物件」内の地権者との協議の際は 事前に発注者に連絡を行うこと。

# 石田家住宅 渡部家住宅 建物一覧

# 石田家住宅

名称	延床面積(㎡)	登録の有無
主屋	230.42	有
土蔵	66.10	有
籾蔵	10.91	有
門	5.39	有
牛小屋	109.07	無
味噌蔵(加工部屋)	50.45	無

# 渡部家住宅

名称	延床面積(m²)	登録の有無
主屋	196.82	有
土蔵	66.11	有
籾蔵	10.27	有
馬小屋	178.31	有
薬医門及び塀	3.67	有
離れ		無
薪小屋		無
倉庫		無
井戸屋形		無